

令和5年（ネ）第140号損害賠償請求等控訴事件

控訴人 黒木 紹光

被控訴人 宮崎県警察本部本部長山本将之 外2名

控訴人期日変更申請書

令和5年11月30日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

控訴人 黒木 紹光



頭書事件について、下記のとおり期日の変更を申請します。

記

- 1 予定された弁論期日 令和5年12月6日午後3時
- 2 希望する期日 令和6年1月23～25日のいずれか
- 3 変更希望理由

令和5年11月29日、被控訴人西村らから答弁書がファックスされてきたが、期日の直前になって文書を送ってくるパターンは、原審詐欺裁判と同じパターンであり、被控訴人山本から何らの答弁のないことも原審詐欺裁判と同じパターンである。

そうすると、控訴審においても、必要な審議は何もなされず、控訴人の主張はすべて無視された上、被控訴人西村ら答弁書内容に基づき、何ら客観的証拠及び正当な理由なく、控訴人の請求を棄却する詐欺裁判及び詐欺判決が再現される可能性を否定できない。

この蓋然性を考慮するなら、控訴人の裁判を受ける権利（憲法32条）の確保及び人権侵害を回避するためには、被控訴人西村ら答弁書を十分に分析する必要

があること、及び経験豊富な弁護士に支援してもらうことが欠かせない。

したがって、適任の経験豊富な弁護士を探す時間、経緯について情報共有する時間、訴訟の進め方について打ち合わせする時間、対策を講じる時間、弁護費用を調達する時間等が必要であるから、少なくとも年末年始を含まずに1ヶ月半が必要である。

以上